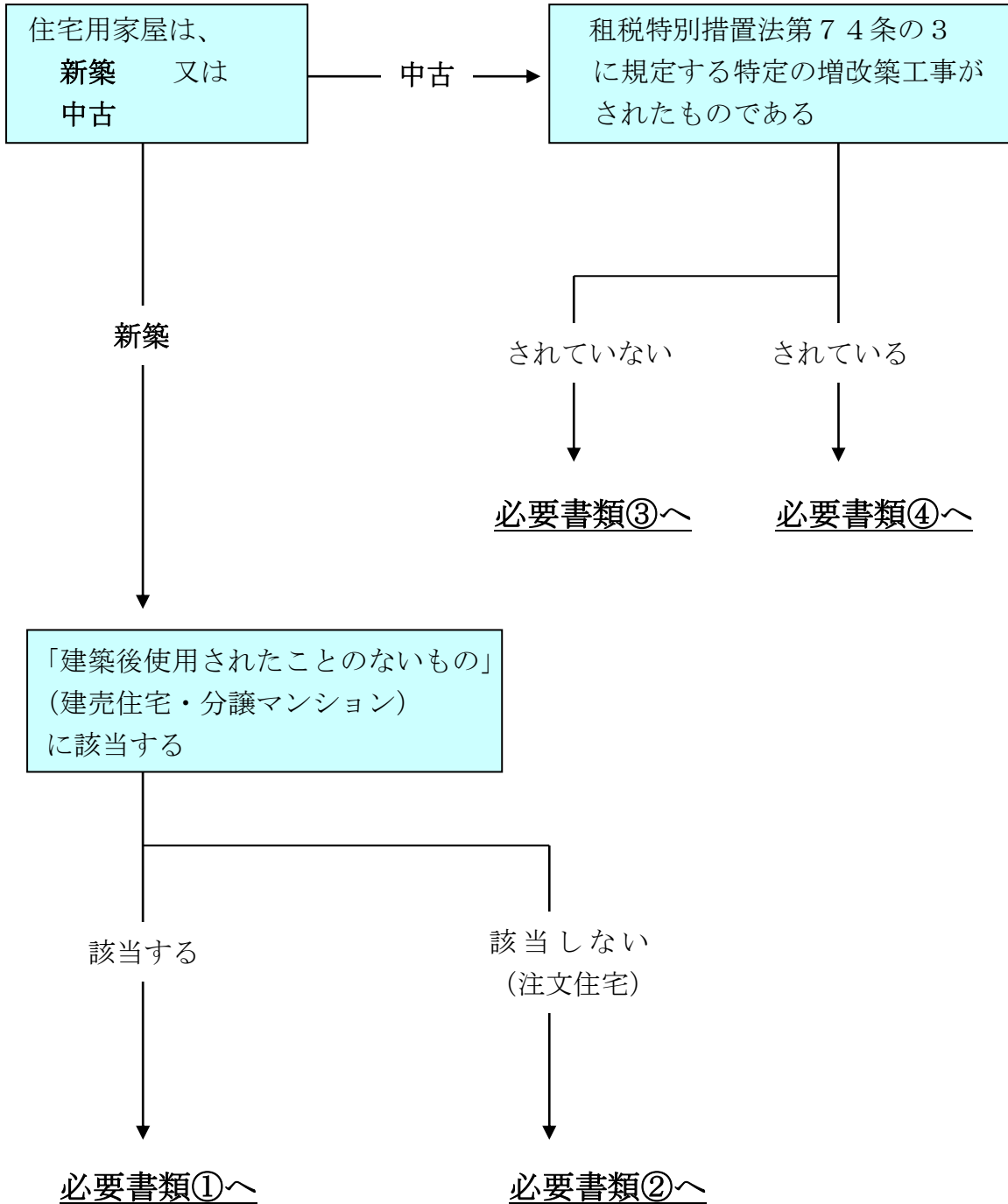


住宅用家屋証明の必要書類について



必要書類①（建築後使用されたことのない住宅用家屋の場合）

- 1、住民票の写し（三郷市の住民基本台帳で当該家屋へ転入手続きを済ませていることが確認できるときは省略することができます。）（写し・提示）
当該家屋に住民票の転入手続きを済ませていない場合は別記【当該家屋に住民票の転入手続きを済ませていない場合】をご覧ください。
- 2、当該家屋の確認済証及び検査済証（写し・提示）
- 3、以下のいずれか。（写し・提示）
 - （1）登記完了証（書面申請による登記完了証については登記受領書の添付を要する。）
 - （2）登記事項証明書又はインターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日が記載された書類（有効期限内のものに限る。）
- 4、当該家屋の売買契約書、売渡証書その他所有権移転を証する書類（競落の場合は代金納付期限通知書）（写し・提示）
- 5、家屋未使用証明書（原本・提出）

必要書類②（新築された住宅用家屋の場合）

必要書類①のうち、1、2、3の書類

※認定長期優良住宅または認定低炭素住宅に認定されている場合は、それぞれ長期優良住宅認定申請書及び認定通知書、または低炭素建築物新築等計画認定申請書及び認定通知書が必要になります。（原本の提示）

※抵当権設定登記の場合は、当該抵当権の設定に係る債権が住宅用家屋の取得のためであることが分かる金銭消費貸借契約書や当該貸し付け等に係る債務の保証契約書等の書類が必要になります。（写し・提示）

※申請する家屋が併用住宅である場合は、居住部分が90%以上である必要があるため、そのことが分かる図面（平面図等）が必要になります。（写し・提示）

※低層集合住宅（一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数が3以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和56年建設省告示第816号）に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。))に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書が必要になります。（写し・提示）

必要書類③（建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合）

- 1、住民票の写し（三郷市の住民基本台帳で当該家屋へ転入手続きを済ませていることが確認できるときは省略することができます。）（写し・提示）
当該家屋に住民票の転入手続きを済ませていない場合は別記【当該家屋に住民票の転入手続きを済ませていない場合】をご覧ください。
- 2、登記事項証明書又はインターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日が記載された書類（有効期限内のものに限る。）（写し・提示）
- 3、建築後25年（当該家屋が耐火建築物である場合に限る。）又は建築後20年（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）を経過している場合、以下のいずれか。（写し・提示）
 - （1）耐震基準適合証明書（取得の日前2年以内に調査が終了したものに限る。）
 - （2）住宅性能評価書（取得の日前2年以内に評価されたもの）
 - （3）住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書（取得の日前2年以内に保険契約締結したもの）
- 4、当該家屋の売買契約書、売渡証書その他所有権移転を証する書類（競落の場合は代金納付期限通知書）（写し・提示）

必要書類④（特定の増改築工事がされた建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合）

必要書類③の書類全てに加え、下記の書類

- 5、増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）（写し・提示）
- 6、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書（工事費が50万円を超える場合のみ）（写し・提示）

※抵当権設定登記の場合は、当該抵当権の設定に係る債権が住宅用家屋の取得のためであることが分かる金銭消費貸借契約書や当該貸し付け等に係る債務の保証契約書等の書類が必要になります。

【当該家屋に住民票の転入手続きを済ませていない場合】

住宅用家屋証明の申請時に、当該家屋に住民票の転入手続きを済ませていない場合、下記の書類が必要になります。

- 1、現在の住民票の写し（写し・提示）
- 2、申立書（原本・提出）
- 3、申し立てに係る書類（現在の家屋の処分方法に関する書類。例：売買契約書、賃貸借契約書等）（写し・提示）

なお、入居予定年月日については、原則として申し立て日から2週間程度が限度となります。やむを得ず、2週間を過ぎてしまう場合は、下記の申請窓口にご連絡ください。

※上記に掲げる書類の他、必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

※20件以上の大量の申請をされる場合には、即日交付できないこともあります。登記手続きの都合等でお急ぎの場合は、下記の申請窓口に事前にご相談ください。

<申請窓口・お問い合わせ先>

三郷市役所1階9番窓口
財務部資産税課家屋係
電話番号：048-930-7709
FAX：048-953-7034